

京田辺市スポーツ推進計画

『はじめよう ずっとスポーツ 京田辺』

平成26年3月
京田辺市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
I 趣旨	1
II 計画の位置付け	2
III 計画期間	2
第2章 本市のスポーツに関する現状と課題	3
I 市民のスポーツに対する意識や実態	3
II スポーツ施設	9
III 地域との連携・協働	11
IV 競技スポーツの推進と指導者の育成	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
I 基本的な考え方	15
II 計画の基本方針	15
III 評価指標	16
施策体系図	17
第4章 推進に向けた施策	18
I 全てのライフステージで楽しめるスポーツ機会の提供	18
II スポーツ施設の機能充実	23
III スポーツ団体・スポーツクラブの育成	25
IV スポーツを支える人材の育成と確保	26
第5章 計画推進のために	29
I 市民・関係機関との連携・協働	29
II 計画の進捗管理	29

第1章 計画策定の趣旨

I 趣旨

スポーツ¹は、活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な育成に不可欠のものであり、年齢にかかわらず体と心の双方を活動的に、そして健康的にしてくれます。

近年、スポーツは「する」だけでなく、「見る」「支える」など、かかわり方が多様化するとともに、その役割も健康の維持増進等の個人の心身のことだけでなく、人と人の交流や地域同士の交流を図るコミュニケーションツールとして重要な役割を果たしており、スポーツへの期待や必要性はますます高まっています。

しかし、その一方で、社会情勢や生活様式の変化などによりスポーツに親しむ機会や場所が減少してきています。

こういったことから、市民一人ひとりのライフステージ²に合った環境を整備し、生涯にわたって、健康で健全な生活を実現するための生活の一部としてスポーツを取り入れるよう施策を展開する必要があります。

国においては、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の制定から約50年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法整備を行うことが急務であるとの認識の下、スポーツ振興法が全部改正され、平成23年8月にスポーツ基本法（平成23年法律第73号）が公布されるとともに、この基本法に基づき「スポーツ基本計画」が平成24年3月に策定されました。

また、本市においては平成6年に、当時のスポーツ振興審議会の答申である「21世紀に向けた田辺町の体育・スポーツ振興の基本方策について」に基づき、今日までスポーツ振興に向け施設を充実させるなど様々な施策を行ってきました。

しかし、この答申から長期間が経過し、現在の本市のスポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、国のスポーツ基本計画を参酌し、「する人・見る人・支える人」のスポーツライフの確立と生涯スポーツ社会の実現を目的として、京田辺市スポーツ推進計画を策定するものです。

¹ 「スポーツ」 この計画で用いる「スポーツ」とは、一般的にイメージされるルールに則った競技はもちろん、ウォーキング程度の軽スポーツや、徒歩による通勤など日常生活における身体活動まで、広く含めるものとする

² 「ライフステージ」 幼児期・学童期・中学校・高校期・青年期・壮年期・高齢期など、一生を段階的に区分したものの

II 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、スポーツ基本法に基づく京田辺市のスポーツ推進に関する計画です。(スポーツ基本法第10条関係)
- (2) 本計画は、第3次京田辺市総合計画に示されたスポーツ振興の基本的ビジョンとして策定するものです。

【スポーツ基本法】

第二章 スポーツ基本計画等

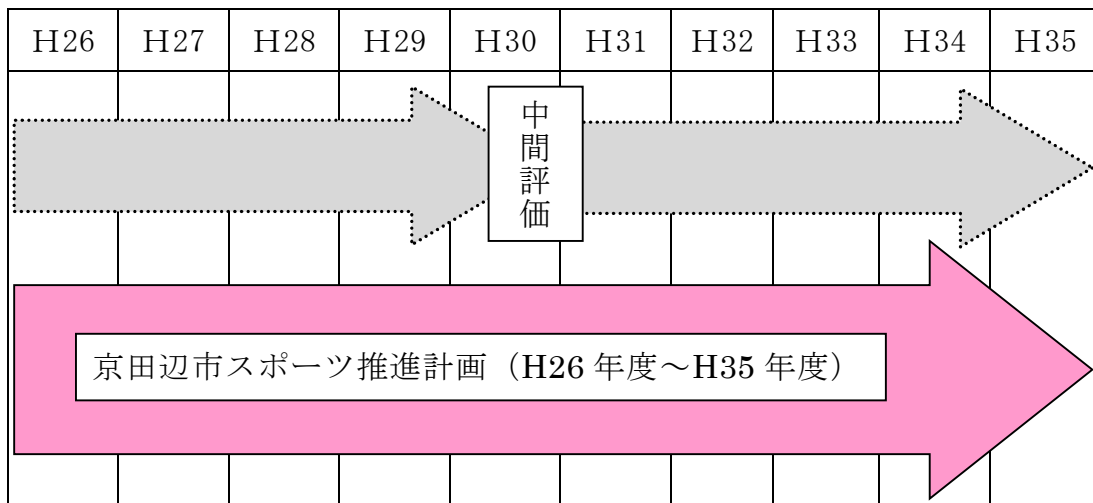
第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 (略)

III 計画期間

計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

なお、中間年には進捗状況や社会情勢を踏まえた評価をし、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 本市のスポーツに関する現状と課題

I 市民のスポーツに対する意識や実態

本計画の策定にあたり、市民のスポーツに対する意識を把握するため、『平成23年度京田辺市におけるスポーツに関する意識調査』（一般調査 調査対象：16歳以上3,000人、回答者1,278人）（小・中学生調査 調査対象（回答者）：小学4年生以上各校1クラス 1,056人）を行いました。

（1）青少年のスポーツ

全国的な青少年の体力は、昭和60年を境に15年間以上、低下傾向にありました。

その後、平成13年から、横ばいかやや回復傾向にありますが、昭和60年のピーク時にはおよびません。

本市の青少年における体力・運動能力は、平成24年度の体力・運動能力等調査と比較すると、小学校5年生で8項目のうち男子の5項目と女子の1項目が、全国平均を上回っていました。

また、中学校2年生では、8項目のうち男子の5項目、女子の4項目が、全国平均値を上回っていました。

これは、本市の学校教育活動としての陸上交歓記録会の開催、新体力テストの分析結果を基にした取り組みや本市で全国小学生ハンドボール大会を開催していることに伴うハンドボール競技の奨励、さらに、スポーツ少年団の加入の推進等により、本市の青少年の体力・運動能力の向上が図られたと考えられます。

次に、学校の体育の授業以外での小学生の週1回以上のスポーツ実施率は87.1%であるのに対し、中学生の週1回以上のスポーツ実施率は77.2%と小学生の時よりも低下していることが分かります。

このスポーツ実施率低下の要因としては、文化系クラブへの所属や趣味・他の娯楽等の活動の選択肢の増加が考えられます。

また、スポーツに対する楽しい思い出がなかったり、スポーツへの魅力を実感できなかったために、一度スポーツ活動が途切れると再開しなくなる可能性もあり、実施率低下の要因については様々な視点から検討する必要があります。

そして、学校での体育の授業以外でスポーツを全くしていない人は、小学生の7.

2%から中学生は16.5%へ倍以上に増加していることから、スポーツに対する興味や関心を抱かせ、スポーツへの楽しさを体感させることが重要です。

(図1)

小学校におけるスポーツテストの結果

【()が上回っている項目】

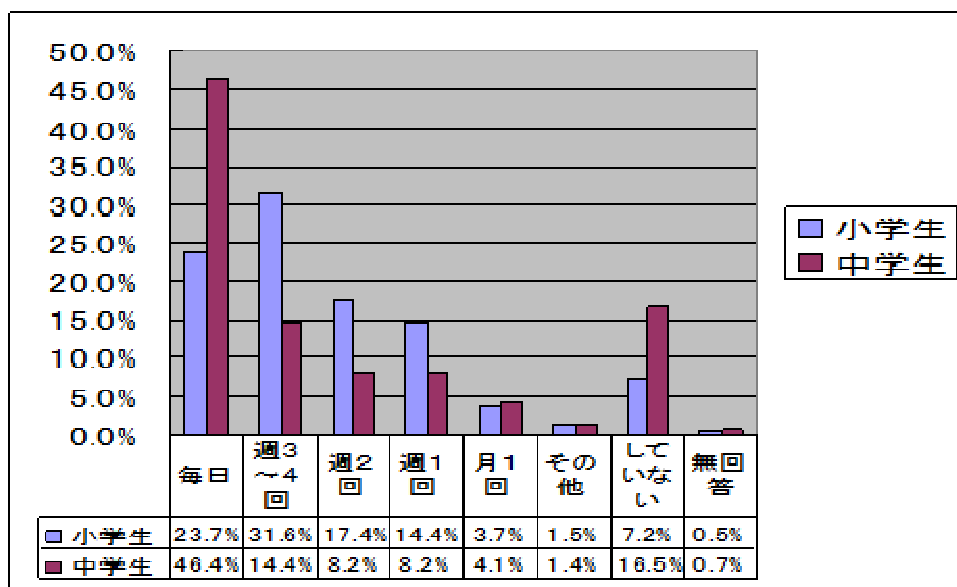
性別	学年	年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)
男子	5年生	H23 (全国)	17.19	19.99	33.00	42.68	53.48	9.24	155.79	25.97
		H24 (本市)	15.81	(20.88)	(33.62)	(43.03)	(57.29)	(9.08)	155.03	25.88
女子	5年生	H23 (全国)	16.98	18.41	36.93	40.15	41.36	9.52	146.34	15.00
		H24 (本市)	15.85	(19.48)	32.51	38.03	37.22	9.54	144.85	14.11

中学校におけるスポーツテストの結果

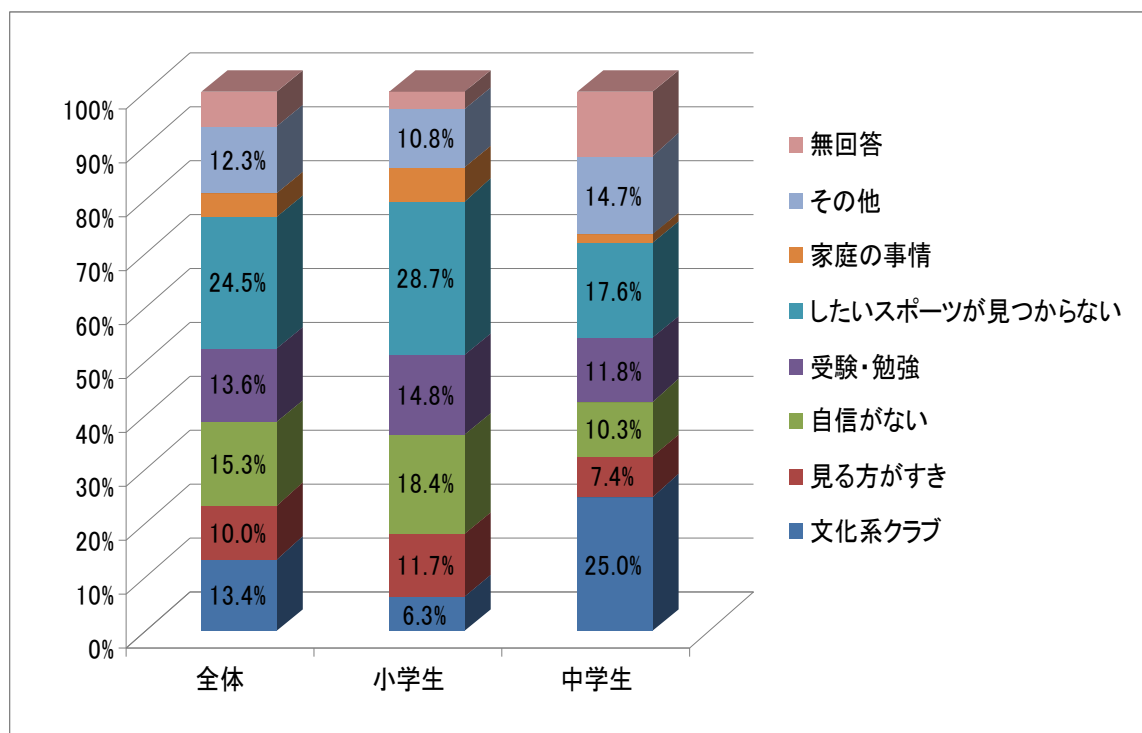
【()が上回っている項目】

性別	学年	年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)
男子	2年生	H23 (全国)	31.04	27.41	43.53	52.90	89.44	7.88	198.26	21.93
		H24 (本市)	29.53	(30.00)	41.20	(54.13)	(94.73)	(7.69)	192.06	(23.66)
女子	2年生	H23 (全国)	24.47	22.78	45.04	46.24	60.02	8.81	170.12	13.89
		H24 (本市)	23.00	(24.33)	40.00	(46.66)	(65.40)	8.84	158.13	(16.00)

(図2) 「学校の体育の授業以外でどのくらいスポーツを行っているか」



(図3) 「スポーツしていない理由」



(2) 成人のスポーツ

『京田辺市におけるスポーツに関する意識調査』より、市内の成人が週1回以上スポーツを行っている割合は、33.9%となっています。

スポーツをしない理由として、「忙しく時間がない」31.8%、「仲間がいない」12.3%、「スポーツが苦手」12.3%などが挙がっており、社会全体での余暇時間の確保やコミュニティの形成、さらには気軽に親しむことができるスポーツの普及・啓発などが課題といえます。

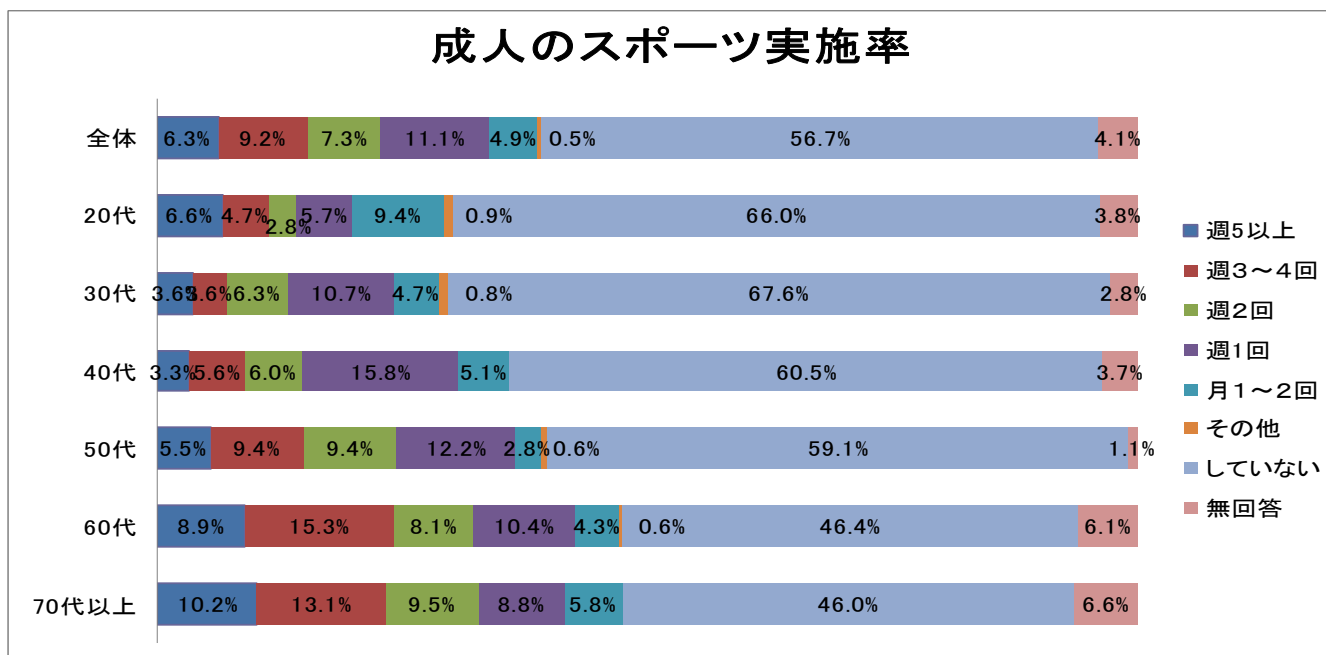
また、20歳代及び30歳代の週に1回以上スポーツを行っている人の割合は、30%を割り込んでおり、これらの年代に対し、継続的にスポーツを行う習慣をつけるためには、個人のライフスタイルに応じた施設の利用方法と多様な参加機会が必要であり、そうしたことが、全体のスポーツ実施率の向上につながると考えられます。

そして、今行っているスポーツ・今後行いたいスポーツの中では「ウォーキング」「ゴルフ」「水泳」「ジョギング・ランニング」「テニス」などのスポーツが上位を占め、個人や少人数で楽しむことができ、気軽に取り組める種目が人気となっています。

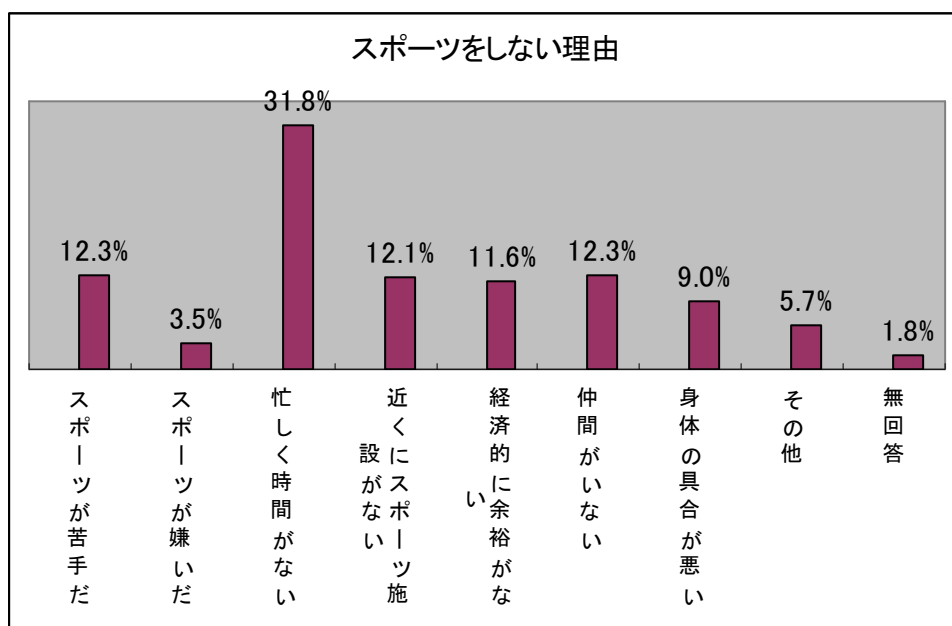
次に人生において何を大切に考えるのか、その優先順位については全体の70%

以上の方が「健康」を最優先にあげており、今後、定期的なスポーツ活動の推進を図る上において、比較的少人数で参加することができるとともにこれまでの「体力づくり」「スポーツをしよう」というアプローチだけでなく、「健康の保持増進」を打ち出した事業の展開が求められます。

(図4) 「成人のスポーツ実施率」



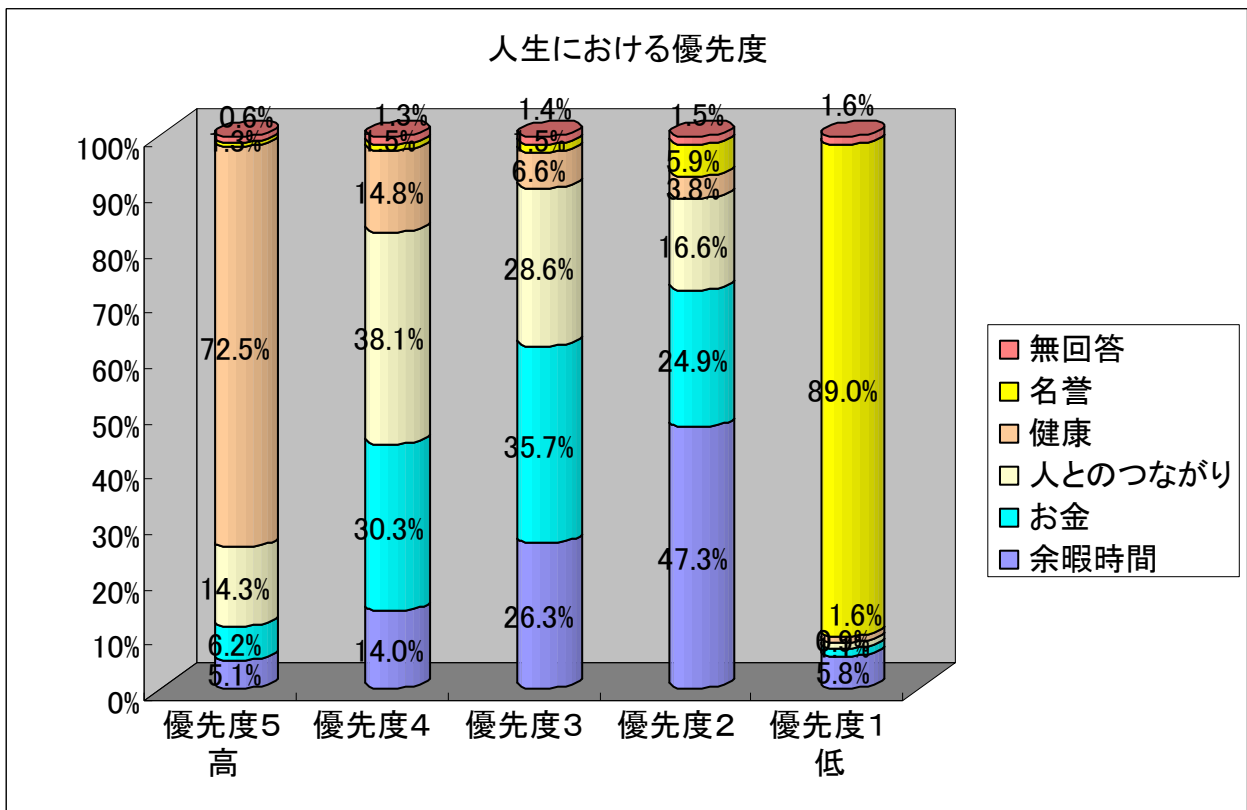
(図5) 「スポーツをしない理由」



(表1) 「今行っているスポーツ・行いたいスポーツ」

今行っているスポーツ		今後行いたいスポーツ	
1位	ウォーキング	1位	水泳
2位	ゴルフ	2位	テニス
3位	水泳	3位	ゴルフ
4位	ジョギング・ランニング	4位	卓球
5位	テニス	5位	ウォーキング

(図6) 「人生における優先度」



(3) 高齢者スポーツ

過去には高齢者スポーツといえば「ゲートボール」に代表されるように団体で行い、運動量も手軽で競技性の高い種目が主流でした。

今回の調査から、ゲートボールをはじめとする団体スポーツよりもウォーキングや水泳、グランドゴルフといった個人で行うスポーツ（以下「個人スポーツ」という。）が主流となっていることが分かります。

一般的に、高齢化が進むと身体状況にも大きく個人差が出てくることから、皆と同じように競技しなければならない団体スポーツは、身体状況に不安のある人にと

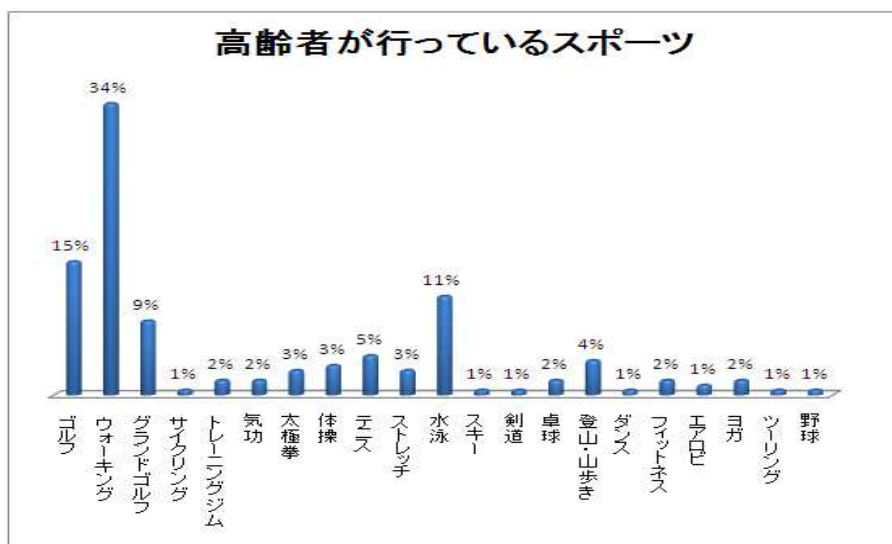
っては参加しづらくなります。

こうしたことを背景に近年は、自分のライフスタイルに合わせ、自分のペースで行うことができる多種多様な個人スポーツを行う人が増えています。

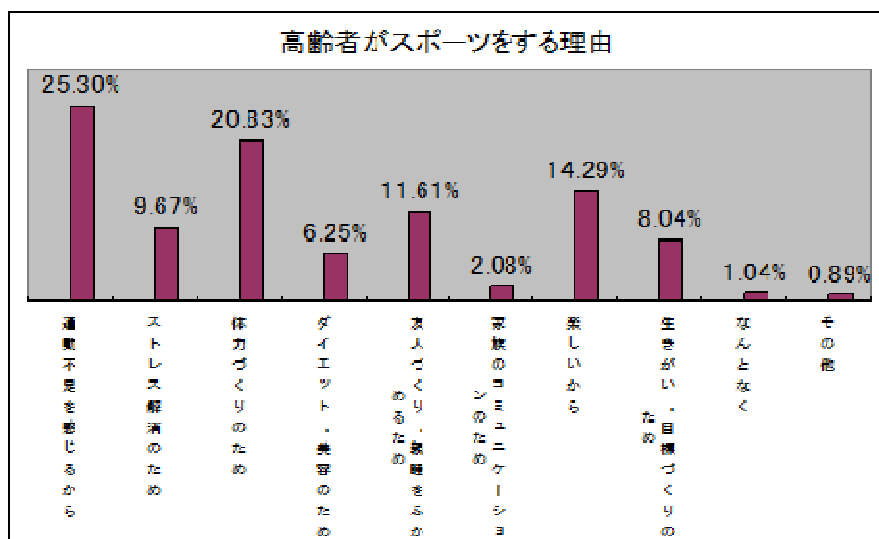
その一方で、高齢者がスポーツをする理由として「友人づくり・親睦を深めるため」との答えがあるように、多くの人と一緒にスポーツを行うことは、仲間意識の醸成やコミュニティの形成にも寄与していることが伺えます。

これらのことから、高齢者のスポーツを推進していくにあたっては、それぞれの地域性や個人の適性に応じ、無理なく日常的に取り組むことのできる環境づくりが必要となっています。

〔図7〕「高齢者が行っているスポーツ」



〔図8〕「高齢者がスポーツを行う理由」



(4) 障がいのある人のスポーツ

障がいのある人にとってのスポーツは、障がいのある人の機能維持や健康の保持・増進という側面だけでなく、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与するという大きな側面があります。

本市では、田辺中央体育館及び田辺公園プールにおいて、障がいのある人を対象としたスポーツ教室を開催するほか、「京田辺市障害者スポーツ大会（友遊フェスタ）」を開催するとともに障がい者のスポーツである卓球バレー大会への参加を支援するなど、障がいのある人にスポーツ活動の場の提供を行うとともに、社会参加の促進を図っています。

また、障がいのある人の多くは、多様な障害種別による様々なニーズによりスポーツ活動への参加が少ない状況ではありますが、近年、障がいのある人のスポーツに取り組む人の中で競技力や記録の向上を目指す人も増えつつあり、スポーツへの関心は高まりを見せています。

こういったことから、障がいのある人への市民の理解と認識を深めるための市民交流の場づくりを行うとともに障がいのある人がスポーツに親しめる環境づくりが求められます。

II スポーツ施設

(1) 施設の整備

本市には、社会体育施設（有料公園施設等）として以下の施設があります。（平成26年3月現在）

この中には、近隣市町村では数少ない温水プールやフットサルコートも整備されています。

これらの社会体育施設の利用率は、田辺中央体育館で86%、田辺公園テニスコートで78%と非常に高い利用率であるとともに田辺公園プールで年間約10万人、有料公園施設等合計で年間約30万4千人と多くの方に利用されています。

その他にも、地域スポーツ活動の拠点として、小学校（9校）の体育館・グラウンド、中学校（3校）の体育館・グラウンド（うち2校に夜間照明設備を整備）を開放しています。

スポーツに関する意識調査では、市内のスポーツ施設の整備状況は「十分整備されている」「ある程度整備されている」と答えた方を合わせると60%超になりますが、不十分であると答えた方も約25%となっています。

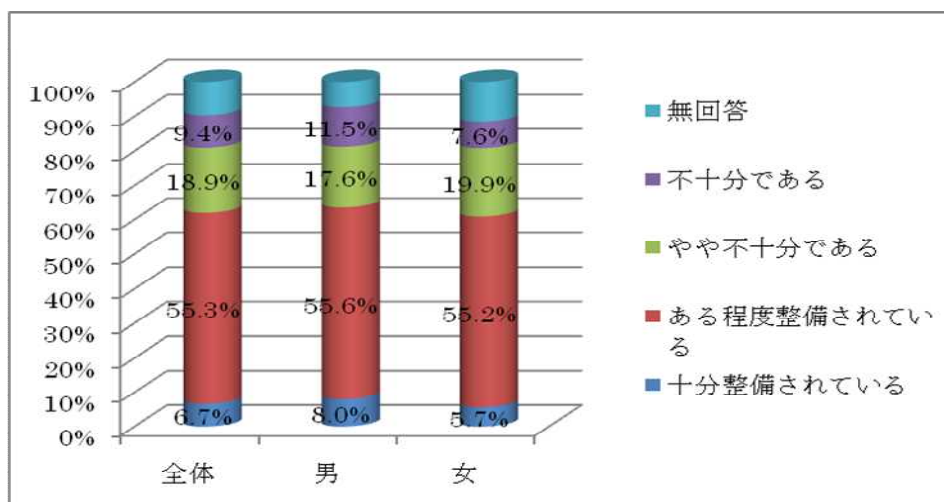
今後とも、市民のニーズを把握しながら、市民が安全で気軽に利用できる施設として整備・充実する必要があります。

また、施設の適正な管理・運営に努めるとともに既存施設の補修・改修を計画的に進め、利用手続きの簡素化など利便性の向上が求められます。

(表2) 「市内スポーツ施設利用人数等」

市内スポーツ施設		(平成24年度)
施設名	年間使用人数	年間使用率
田辺中央体育館アリーナ	88,029人	86.00%
田辺中央体育館トレーニングルーム	16,820人	50.0人/日
田辺公園プール	102,876人	332人/日
田辺公園野球場	21,861人	47.70%
田辺公園テニスコート	28,399人	78.00%
田辺公園多目的運動広場	37,479人	51.40%
防賀川公園テニスコート	14,739人	66.00%
防賀川公園フットサル場	17,952人	61.40%
田辺木津川運動公園野球場	16,281人	30.30%
田辺木津川運動公園ソフトボール場	24,390人	40.50%
田辺木津川運動公園テニスコート	4,536人	18.90%
草内木津川運動公園野球場	23,411人	37.10%
一町田多目的運動広場	9,955人	31.40%

(図9) 「市内のスポーツ施設の状況整備」



Ⅲ 地域との連携・協働

現在、本市の社会体育関係組織として、各地域のスポーツ推進団体・スポーツ少年団を含んだ NPO 法人京田辺市社会体育協会があり、地域に根ざしたスポーツ推進や各種スポーツの大会を行っています。

ほかにも、高齢者で組織するゲートボール連合やタナベースボール協会がありスポーツ活動を通じて地域高齢者の健康や生きがいに貢献しています。

また、総合型地域スポーツクラブ³として、同志社大学との協働で設置された京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC）があります。

(1) NPO 法人京田辺市社会体育協会

NPO 法人京田辺市社会体育協会は、市民総合体育大会（19種目25競技 総合開會式含む）をはじめ各種クラブ大会を主管するほか京都府民総合体育大会へ選手を派遣しています。

また、教育委員会と共催で「京田辺市陸上競技大会」・「京田辺市マラソン大会」・「京田辺市民駅伝競走大会」を開催するなど市民の競技力の向上に重要な役割を果たしています。

また、加盟の地域スポーツ推進団体は地区の体育委員を傘下に春と秋に地域スポーツ大会をはじめ地域に根ざしたスポーツ活動を展開しています。

今後は、市内のスポーツ関係団体との連携を図り、スポーツの推進を図ることが求められます。

(表3) 「NPO 法人京田辺市社会体育協会加盟団体・所属数等」

加盟団体名	所属数等	加盟団体名	所属数等
軟式野球連盟	21チーム	バレーボール連盟	10チーム
テニス協会	4団体	ソフトテニス連盟	1団体
フットサルクラブ	3団体	ソフトボール部	8チーム
バドミントン協会	9クラブ	ボウリング連盟	1団体
バスケットボール部	7チーム	卓球連盟	11クラブ
ソフトバレーボール連盟	12クラブ	山友会	1団体
走ろう会	1団体	歩こう会	1団体
ゴルフ協会	1団体	剣道部	2団体
空手道連盟	7道場	カローリングクラブ	1団体
ニッポンランナーズ	1団体	グラウンドゴルフクラブ	22地域
スポーツ少年団	12団		
地域スポーツ推進団体大住支部	18地区	地域スポーツ推進団体田辺支部	7地区
地域スポーツ推進団体草内支部	5地区	地域スポーツ推進団体三山木支部	10地区
地域スポーツ推進団体普賢寺支部	6地区		

³ 「総合型地域スポーツクラブ」 多世代、幅広いレベルの人が参加できる、地域住民が主体となって運営する多種目型のスポーツクラブ

(2) 総合型地域スポーツクラブ

本市の総合型地域スポーツクラブとして、平成20年に設立された京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC）は、市と同志社大学との協働により大学の施設及び優秀な人材を活用しながら様々なスポーツ教室の開催から発展したサークル活動を行っています。

年々、スポーツ教室・サークルの数も増えていますが、アンケート調査における市民の認知度は21%にとどまっており、今後認知度を高めるとともに、より多くの市民の参加を促進することが必要です。

(表4)「京たなべ・同志社スポーツクラブ（KDSC）加盟サークル・所属数等」

加盟団体名	所属数等	加盟団体名	所属数等
京田辺ノルディック	1団体	チアリーディング	1団体
フラッグフットボール	1団体		

(表5)「KDSCを知っているか」

KDSCを知っているか

	全体	男	女
知っている	21.0%	18.0%	23.3%
知らない	78.6%	81.7%	76.3%
無回答	0.5%	0.4%	0.4%

(3) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員⁴は、ニュースポーツの普及や教育委員会事業の運営など幅広く多彩なスポーツ活動における取り組みを行っています。

今後は、スポーツ推進委員のさらなる指導力の向上を図り、市内のスポーツ振興のためにこれまでの活動のみならず、地域と行政のパイプ役としての役割を担うことが求められます。

⁴ 「スポーツ推進委員」 本市のスポーツ推進のために、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに、住民に対する、スポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員

(4) スポーツボランティア

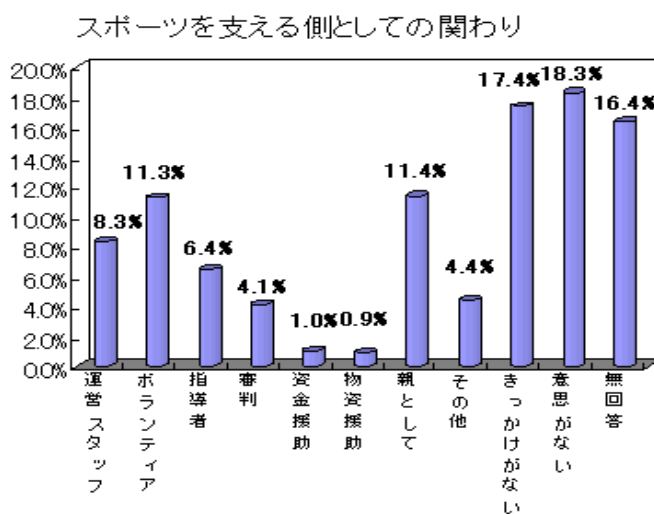
スポーツボランティア⁵は、スポーツ指導者や審判員などの競技関係者のみならず、大会等の業務に関わり自らも楽しむことができる活動「支えるスポーツ」の担い手として位置づけられ、すべての人たちのスポーツライフが豊かになることを目的としており、スポーツボランティアがいなければ競技会若しくは大会そのものが運営できないと言っても過言ではありません。

こういった中で、意識調査における「スポーツを支える側としての関わり」の質問で、約44%の方が何らかの形で支える側としてスポーツに関わっていることが分かります。（「その他」・「きっかけがない」・「意志がない」・「無回答」を除く。）

今後は、気軽に参加でき楽しめる「スポーツ」の持つ魅力と、自発的な社会的活動である「ボランティア」の持つプラスのイメージを最大限にアピールし、その意義や価値を高め、自らが進んで参加・貢献できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、スポーツボランティア活動を継続できるような環境づくりが求められます。

(図10)「スポーツを支える側としての関わり」



⁵ 「スポーツボランティア」 地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際大会や地域スポーツ大会などにおいて、専門的能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のこと

IV 競技スポーツの推進と指導者の育成

昭和63年の京都国体を契機としてハンドボール競技の普及と啓発のために始まった小学校におけるハンドボールに関する取り組みや、その一環として始まった全国小学生ハンドボール大会も平成25年で第26回目を迎えました。

参加チームも年々増加し、本市からも全国制覇を成し遂げるチームが現れるほか、日本代表選手を輩出するなど競技力の向上に貢献してきました。

そして、小学校におけるハンドボール経験者の中から指導者として教員に就く者も現れるなどハンドボール競技としては一定の競技力の向上・指導者の育成とともにその成果がありました。

このように、競技会において、市内のチーム及び選手が活躍することや身近に全国大会レベルの競技に触れることは、スポーツを始めるきっかけづくりとなります。

また、本市は、プロサッカーリーグに所属する京都サンガ F.C.のホームタウンであることから、同志社大学体育会の活動などと協働しながら、市民のスポーツへの関心を高めていく必要があります。

指導者の育成については、市民スポーツ活動の推進を図る上においては、競技力を有する指導者はもちろんのこと、気軽に行うことのできる個人・少人数のグループでのスポーツをコーディネートするとともに健康・安全等をアドバイスできる人材も必要となっており、今後、国や京都府、スポーツ団体が主催する指導者講習会・研修会等への参加の奨励と支援を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本的な考え方

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、私たちの身体的・精神的な欲求に応える人類普遍のすばらしい文化の一つです。

人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、極めて大きな意義を有しています。

そして、生涯スポーツ社会の実現には、市民自らがスポーツに親しむことが重要です。

このため、本計画では、市民自らが主体性を持って生涯にわたってスポーツに親しむことを掲げ、特定のスポーツ愛好者のためのものだけではない、すべての京田辺市民のためのスポーツ推進計画として諸施策に取り組んでいくことを目標として、次のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】

「はじめよう ずっとスポーツ 京田辺」

この基本理念のもと、以下の基本方針を定め、その取り組みを進めます。

II 計画の基本方針

(1) 全てのライフステージで楽しめるスポーツ機会の提供

市民の誰もが、それぞれの身体の状態や年齢・興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも楽しくスポーツに親しめる機会の提供を図ります。

(2) スポーツ施設の機能充実

市民ニーズに対応し、既存のスポーツ施設の改修による施設の維持・充実を図るとともに、学校体育施設の活用等を通じて、スポーツ活動の促進及び地域コミュニティの活性化を図ります。

(3) スポーツ団体・スポーツクラブの育成

これまで本市のスポーツの発展をささえてきた既存の組織と各地域の特性を生かしつつ、市民の多様なスポーツニーズに対応し、生涯にわたってスポーツ活動を実践し、楽しめるスポーツ団体・スポーツクラブの育成・支援を図ります。

(4) スポーツを支える人材の育成と確保

市民ニーズに応じた指導者の育成や確保を図るとともに、スポーツを支えるスポーツボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

Ⅲ 評価指標

計画の進捗や成果の状況を計るため評価指標を次のとおり定めます。

評価指標設定項目	現状値	平成35年度
成人の週1回以上のスポーツ実施率	33.9%	65%

※65%については、国のスポーツ推進計画（平成24年策定）における指標に準拠

施策体系図

全ての
ライフステージ
で楽しめる
スポーツ機会の提供

スポーツ施設の
機能充実

スポーツ団体・
スポーツクラブの
育成

スポーツ
を支える人材の
育成と確保

ライフステージ
に応じた
スポーツ機会の
提供

幼児期

学童期

中学校・高校期

青年期

壮年期

高齢期

- 1. 幼児期運動指針に基づき、取り組みの実践
- 2. 民間事業者のノウハウを活用したスポーツ教室の拡大
- 1. 体づくり運動の推進
- 2. 様々な外遊びや野外活動の紹介
- 3. 子どもの運動や外遊びに関わる指導者を人材バンクに登録・活用
- 4. ハンドボール大会における競技・交流を通じた体力の向上
- 5. (仮称)アスリート交流事業の開催
- 6. スポーツ少年団への加入に係る周知啓発
- 1. 体づくり運動等に対応するための授業の改善や教員の指導力向上
- 2. 総合型地域スポーツクラブ等への参加の促進
- 3. 「する・見る」機会づくりの提供
- 4. ハンドボール競技の参加促進を通じた競技人口の拡大や競技力の向上
- 1. 多様なスポーツ活動の情報提供を行い、参加を促進
- 2. スポーツをしたくても時間的余裕がない人への、「日常ながら運動」の推進
- 3. 育児サポートが付帯しているスポーツ教室の開催
- 1. 身体の基礎代謝を促すための運動や筋力トレーニングの推進
- 2. 生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を図るための教室の開催
- 1. 体力・運動機能維持を目的とした運動教室・講座の開催
- 2. 健康・体力づくりや介護予防を含めた講座・教室・イベント等の開催
- 1. 障がいの種別や程度に応じたスポーツ機会の提供
- 2. 障がいの有無に関わらず一緒に行えるスポーツ交流機会の創出と社会参加の促進
- 3. 社会体育施設のバリアフリー化
- 4. 障害者スポーツに習熟した指導者の確保や育成

障がいのある人の
スポーツ活動の推進

スポーツ・レクリエーション
活動の普及・振興

世代間交流の推進

スポーツ情報の提供と
相談体制の整備

各種スポーツ大会
の充実

社会体育施設

学校体育施設

大学・企業等が
有するスポーツ施設

NPO法人
社会体育協会

総合型地域
スポーツクラブ

指導者の育成及びトップ
アスリートの活用

スポーツ推進委員の
資質向上と地域における
スポーツ活動の推進

スポーツボランティア
活動の支援

顕彰制度など

- 1. スポーツ・レクリエーション活動の紹介・普及活動の支援及び用具の充実
- 1. 世代間交流を促す軽スポーツやレクリエーション活動の推進
- 2. 地域単位で行われるスポーツイベント・レクリエーション活動への参加の促進
- 1. スポーツ情報提供体制の整備
- 2. スポーツ相談事業の充実
- 1. 全国小学生ハンドボール大会を通じ、参加児童だけでなく、市民を始め、市内の事業者など多様な主体の参画による一層の充実
- 2. 誰もが参加できる市民総合体育大会の内容の見直し
- 1. 社会体育施設設備の機能充実
- 2. 社会体育施設の利用手続きの簡素化
- 3. 社会体育施設の計画的な改修
- 1. 学校体育施設開放の推進・拡充
- 2. 学校体育施設の機能充実
- 1. 民間スポーツ施設との連携
- 2. 民間スポーツ施設との情報共有
- 1. 関係団体等と連携した各スポーツ推進事業の充実
- 2. 体育協会が一層充実する支援
- 3. 活発な地域スポーツ活動を推進するための連携・協働
- 4. 体育協会の主体的な活動を発展させ、市民のスポーツ活動の活性化
- 1. 魅力あるスポーツ活動や教室などの開催支援及び活動情報の提供
- 2. 活動種目の拡大や年間継続したスポーツ活動の推進
- 1. 指導者講習会や実技講習会を通じた指導者の育成
- 2. 健康を意識した身近なスポーツとふれあうきっかけづくりを行う人材育成
- 3. 市民選手習人材バンク制度を活用したスポーツ指導者の確保や指導者が活躍できる環境づくりの推進
- 4. 京町サンガFCの指導や観戦を通じた、スポーツへのきっかけづくりの創出
- 5. 企業チームとスポーツ少年団の交流を推進し、優れた技能の習得する機会の提供
- 6. 同志社大学体育系各クラブの観戦を通じた、スポーツへのきっかけづくりの創出
- 7. 同志社大学の施設・指導者を活用したスポーツ振興
- 8. 事故対応の意識啓発の促進
- 9. AEDを使用できるため普通救命講習の受講の促進
- 1. 資質向上と技能の習得を図るための定期的な研修会の開催
- 2. 役割の周知と地域におけるスポーツの指導及び普及
- 3. 体育協会等と連携し、スポーツ教室等を企画立案し、各地域への出前講座やイベント等の開催
- 1. 必要な情報の提供
- 2. 研修会等を開催し、人材の発掘と養成
- 3. 市民のスポーツ活動を支える取り組みの推進
- 1. 優秀な成績を収めた団体や個人等を京田辺市スポーツ賞として表彰
- 2. 権威ある国内外の大会に出場する個人等に対し、激励金の交付や激励会の開催

第4章 計画推進のための施策

I 全てのライフステージで楽しめるスポーツ機会の提供

1 ライフステージに応じたスポーツ機会の提供

市民の誰もが、いつでも・どこでもその年代・体力等ライフステージに応じたスポーツ活動を通し、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指します。

(1) 幼児期のスポーツ活動

この時期は、心身ともにめざましく発達する人格形成の基礎となる時期です。

遊びを通して走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な運動を体得するとともに、家族や子ども同士のふれあいによって社会性や情緒、知的な発達を促すことも大切なことから家庭や地域での子どもの外遊びや運動にふれあう機会を創出します。

施策…①幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけてもらうために、幼稚園や保育所などで幼児期運動指針⁶に基づく、取り組みの実践を行います。

また、保護者にその意義を理解してもらうために、親子スポーツ教室などの開催や広報紙・ホームページ・出前講座等を活用した情報提供を行います。

②民間事業者のノウハウを活用し、幼児を対象とした体操や水泳などのスポーツ教室の拡大を図ります。

(2) 学童期のスポーツ活動

この時期は、学校・家庭・地域での様々な遊びや運動・スポーツにより、基礎的な体力や運動能力を身につけることが必要な時期です。

この時期の体験は、生涯にわたって取り組むスポーツのきっかけとなることや、友達づくりなど社会的な関係を広げることからも重要です。

⁶ 「幼児期運動指針」 文部科学省が行った「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」に基づき策定された幼児期における運動の在り方についての指針

施策…①新学習指導要領に基づく、「体づくり運動⁷」の推進を図ります。

また、それに対応するための授業の改善や教員の指導力向上に努めます。

②地域や学校において開催している「子どもの居場所づくり活動」や「放課後子どもプラン」において、様々な外遊びや野外活動などを紹介し、その楽しさを体験することにより、子どもたちが外遊びや野外活動等に積極的・継続的に親しむことができるよう支援します。

③②の事業の推進のため、子どもの運動や外遊びに関わる指導者を人材バンクに登録・活用します。

④ハンドボール大会における競技・交流を通じて体力の向上を図ります。

⑤京都サンガ F.C.や同志社大学体育会と連携し、「(仮称)アスリート交流事業」を開催し、アスリートとの交流を通じて「見る・親しむ」機会を持ち、運動習慣を確保します。

⑥スポーツ少年団への加入を周知啓発するなど、学校だけでなく地域で安心してスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

(3) 中学校・高校期のスポーツ活動

この時期は、心身の成長とともに、子どもから大人へ移り変わる時期で、人間形成からみても大切な節目の時期です。

学校の部活動に参加するなど、スポーツ活動を経験することによって、友情や連帯感を培うことができ、心身の鍛錬を通して今後の社会生活への適応力が養われます。

施策…①新学習指導要領に基づく、「体づくり運動」の推進を図るとともに、中学校においては「武道・ダンス」を含め多くの種目が必修化されたため、それに対応するための授業の改善や教員の指導力向上に努めます。

②一人ひとりの適性・能力に応じて、体力向上などを目的にスポーツ活動が行えるよう、部活動をはじめ、総合型地域スポーツクラブ等への参加を促進します。

③スポーツと多様な関わりが持てるよう、スポーツを「する・見る」の機会づくりを積極的に行います。

⁷ 「体づくり運動」 学習指導要領に定められた、心と体の関係に気付くこと、体の調子を整えること、仲間と交流することなどの体ほぐしをしたり、体力を高めたりするために行われる運動

- ④学童期から取り組んできたハンドボール競技に対する参加を促進し、競技人口の拡大や競技力の向上を図ります。

(4) 青年期のスポーツ活動

この時期は、筋力・持久力・瞬発力などの身体機能がピークに達する時期である一方、学校の卒業や就職というライフスタイルの変化により、継続的なスポーツ活動の機会が減少しやすいことから、環境の変化に応じたスポーツ習慣を作ることが必要になります。

施策…①多様なスポーツ活動の情報提供を行うとともに、NPO 法人京田辺市社会体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の情報提供を行い、参加を推進します。

②スポーツをしたくても時間的余裕がない人に対し、仕事前や休憩時間でも気軽にできる運動等の事例とその効果の紹介や家庭でも行える「日常ながら運動⁸」を推進します。

③育児サポートが付帯しているスポーツ教室を開催し、乳幼児を抱える方のスポーツ活動への参加支援を行います。

(5) 壮年期のスポーツ活動

この時期は、家庭や職場などの社会的役割により運動・スポーツ活動から遠ざかる時期でもあり、身体的に体力や運動能力が緩やかに低下を始めます。

特に、運動不足から肥満も増加する傾向にあり、意識的に運動・スポーツ活動を行えるよう努めることが必要です。

施策…①身体の基礎代謝を促すため、ウォーキングやジョギング、水泳等の運動や筋力トレーニング等を推進します。

②①を推進するため、個人の体力や生活のリズムに合わせた運動プログラムの提供や教室を開催し、生活の中に運動・スポーツ活動の定着化・日常化を目指します。

⁸ 「日常ながら運動」 仕事・家事・移動中などの日常生活動作を取り入れて行う運動

(6) 高齢期のスポーツ活動

この時期は、ライフスタイルの違いによりスポーツ活動に個人差が見られ、加齢に伴い身体的な衰えとともに、体力・運動能力が低下してきます。

自由時間を有効に活用し、健康づくり、スポーツ活動を楽しむことのできる時期であり、ウォーキングなどの負荷の軽い運動や体操、ストレッチングなどを適度に実施することが望まれます。

さらに、社会的な活動から退く時期でもあり、運動・スポーツを通じた仲間との交流や地域への関わりなどを中心にした社会参加が望まれます。

施策…①体力・運動機能維持を目的として、健康・体力作りを中心とした活動を行うための運動教室・講座を開催します。

②スポーツを行う機会の減少を防ぐため、健康づくりを所管する部署との連携を図り、健康・体力づくりや介護予防を含めた講座・教室・イベント等を開催し、運動習慣の定着を図るとともに教室等を通じた仲間づくりを目指します。

また、ウォーキング等の軽スポーツへの参加を促進します。

2 障がいのある人のスポーツ活動の推進

障がいのある人のスポーツ活動においては、それぞれの障害の種別や程度、体力に合った身近で親しみやすいスポーツの充実・推進を図ることが求められています。

本市では、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加の他、競技力や記録の向上を目指す人もいるなど、ニーズも多様化してきています。

このため、障がいのある人のスポーツに対するニーズを的確に把握するとともに、障がいのある人に対するリハビリや機能向上だけでなく健康の保持・増進を目的としたスポーツを継続的に行うことができる専門的な知識をもった指導者の確保や育成を図ることにより、だれもがスポーツに親しめる環境づくりを進めていくことが必要となっています。

施策…①障がいの種別や程度、経験やニーズに応じ、必要な配慮をしつつ、スポーツに楽しめる機会を提供します。

②障がいのある人もない人も関係なく、一緒にスポーツを行えるスポーツ交流機会の創出と社会参加の促進を図ります。

③障がいのある人がスポーツに親しめるよう、社会体育施設のバリアフリ

一化を図ります。

④障がい者スポーツに習熟した指導者の確保や育成を図ります。

3 スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興

現在、スポーツをしていない人やこれからスポーツを始めようとする人にとって、スポーツ・レクリエーション活動は、老若男女問わず誰でも行いやすいことから、その紹介・普及に努めます。

施策…気軽に参加できるイベントや大会の開催、スポーツ推進委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動の紹介・普及活動を支援するとともに、その用具の充実を図ります。

4 世代間交流の推進

地域に根付いているスポーツ活動や、それぞれのコミュニティ単位で行われているスポーツ活動を奨励し、地域の様々な人々と交流したり、相互理解を深めたりすることのできるスポーツ事業を展開して世代間の交流を促し、お互いの絆を深め、地域の活性化につなげます。

施策…①グラウンドゴルフやカローリング等、性別・年齢を問わず取り組むことができ、世代間交流を促す軽スポーツやレクリエーション活動のスポーツイベントを推進します。

②広報紙等を活用し、地域単位で行われるスポーツイベント・レクリエーション活動への参加を促し、開催の促進と支援を行います。

5 スポーツ情報の提供と相談体制の整備

市民自らが主体性を持って生涯にわたってスポーツに親しむためには、市民一人ひとりが自分に合ったスポーツを見つけることや、自分にとってふさわしい方法を身につけることが重要です。

このため、スポーツ情報の提供や相談体制の整備を図ります。

施策…①スポーツ情報提供体制の整備

市民の主体的なスポーツ活動を促進するため、スポーツ大会、スポーツ施設情報のほか、地域スポーツの情報、健康やスポーツに関する豆知識などといった市民のニーズに対応した幅広いスポーツ情報の提供を図ります。

また、行政、各種関係団体、民間スポーツクラブなどとの情報ネットワーク化を図り、いつでも、だれでも容易に京田辺市のスポーツ情報が入手できる体制を整備します。

②スポーツ相談事業

スポーツを行う意欲があっても、自分に適した種目や年齢に応じた適度な運動量などが分からず、スポーツ活動を始められない人や、実際に取り組んでいる人でも、練習方法や活動場所等、スポーツ実施に関するアドバイスを必要とする場合があります。

そのような市民からの相談に対し、スポーツ推進委員を中心とした相談体制の充実を図ります。

6 各種スポーツ大会の充実

昭和63年の京都国体を契機に現在まで26年間開催している全国小学生ハンドボール大会や市民総合体育大会を始め、教育委員会とNPO法人京田辺市社会体育協会が共催で開催している各種スポーツ大会の内容の充実を図ります。

施策…①全国小学生ハンドボール大会について参加児童だけでなく、市民をはじめ学校及び各種団体などとの連携により、一層の充実を図ります。

②現在19種目25競技を開催している市民総合体育大会を少年から高齢者・障がいのある人を含めた愛好者が誰でも参加できるよう開催種目や内容を見直し、参加人数の増加を図ります。

II スポーツ施設の機能充実

(1) 社会体育施設

本市には、社会体育施設として、田辺中央体育館、田辺公園（プール・野球場・テニスコート・多目的運動広場）、防賀川公園（テニスコート・フットサル場）、田辺木津川運動公園（野球場・ソフトボール場・テニスコート）、草内木津川運動公園野球場、一町田多目的運動広場があります。

これらの施設について、市民スポーツ活動の場として更なる有効活用ができるよう以下の施策を推進します。

施策…①社会体育施設設備の機能充実

市民のニーズに合わせたスポーツ用具の新規購入・貸出し等の施設設備

の機能充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての市民が施設を利用しやすいように、計画的に施設の維持・改修を行います。

②社会体育施設の利用手続きの簡素化

社会体育施設がより身近な市民スポーツ活動の場として機能するようインターネットによる施設利用予約ができるシステムの構築を図ります。

③社会体育施設の計画的な改修

老朽化が進む施設については、利用者の安全確保や利便性の向上を目的に改修計画を作成し整備を行います。

(2) 学校体育施設

京田辺市内には、市立の小学校が9校、中学校が3校あります。学校体育施設は、地域住民のスポーツ活動の場として重要な役割を担っております。

学校体育施設がより身近な地域住民のスポーツ活動の場として機能するよう、以下の施策を推進します。

施策…①学校体育施設開放の推進・拡充

市民の体力づくりや健康増進を始め、余暇の利用にも寄与する、身近で有益なスポーツ施設としての学校体育施設について、学校教育活動に留意する中で、開放を図ります。

②学校体育施設の機能充実

学校体育施設に地域住民のニーズに即したスポーツ用具を備えることや施設及び夜間照明設備の維持改修・拡充等の機能充実を図ります。

(3) 大学・企業等有するスポーツ施設

市民がスポーツを行う施設は、公共スポーツ施設に限らず、大学・企業等有するスポーツ施設（大学のスポーツ施設・企業の福利厚生スポーツ施設）を含め多岐にわたっています。

生活圏にある民間スポーツ施設をスポーツ活動の場として活用できるよう以下の施策を推進します。

施策…①民間スポーツ施設との連携

大学・企業などが保有するスポーツ施設を引き続き利用できるよう連携を図ります。

②民間スポーツ施設との情報の共有

民間スポーツ施設との連携を図り、市民のスポーツ活動の促進につながる情報を提供します。

Ⅲ スポーツ団体・スポーツクラブの育成

(1) NPO法人京田辺市社会体育協会

NPO法人京田辺市社会体育協会（以下、「体育協会」という。）は、体育協会本来のスポーツ団体と地域において体育振興会的役割を果たす、地域スポーツ推進団体を傘下においた団体です。

これまで市と共催で行う各種スポーツ大会の運営を各スポーツ団体からの協力で開催する等、地域スポーツ大会をはじめ地域におけるスポーツ振興の中心的な役割を担う団体として、体育協会の活動は、公共性の高い活動が行われてきました。

今後、京田辺市におけるスポーツ推進を図る上で重要な役割を果たす団体として一層の発展と充実が図れるよう支援していきます。

施策…①スポーツ推進委員や他スポーツ団体との連携を図り、各スポーツ推進事業の充実をめめます。

②市内スポーツ関係団体及びスポーツ愛好者の加入を促進し、体育協会組織が一層充実するよう支援します。

③地域スポーツリーダーの養成や地域単位での運動会の開催など活発な地域スポーツ活動を推進するため、連携・協働を進めます。

④体育協会の主体的な活動を発展させ、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。

(2) 総合型地域スポーツクラブ

国は、スポーツ振興基本計画⁹における最重点施策として「総合型地域スポーツクラブ」の全国展開を行ってきました。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の中でも、地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等として「地域スポーツクラブ」が挙げられています。

(第21条関係)

⁹ 「スポーツ振興基本計画」 スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）に全部改正される前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）で定められた日本におけるスポーツ振興の基本的な計画

総合型地域スポーツクラブは、地域の人々に年齢、興味、技術、技能レベル等に
応じた様々なスポーツ機会を提供する多様目、多世代、多志向のスポーツクラブで、
運営も会員により主体的に運営されています。

本市では、平成20年に同志社大学と協働し、京たなべ・同志社スポーツクラブ
(KDSC) を設立しました。

今後、本市における生涯スポーツ推進の観点から重要な団体として一層の支援を
行っていきます。

- 施策**…①京たなべ・同志社スポーツクラブに対する市民の一層の理解と参加を拡
げるため、魅力あるスポーツ活動や教室などの開催を支援するとともに
活動情報などを様々なメディアを活用しながら広く提供していきます。
- ②同志社大学との連携を一層強化し、活動のための施設の提供やトップア
スリート指導者の確保に努め、活動種目の拡大や年間継続したスポーツ
活動を推進します。

IV スポーツを支える人材の育成と確保

(1) 指導者の育成及びトップアスリートの活用

市民が安全に効果的に競技スポーツに親しむためには、優秀な指導者の確保と指
導機会の提供が必要です。

- 施策**…①NPO 法人京田辺市社会体育協会やスポーツ推進委員、京たなべ・同志社
スポーツクラブと連携し、指導者講習会や実技講習会を通して、指導者
の育成を図るとともに公認指導者資格の取得を促します。
- ②競技スポーツの指導だけでなく、健康を意識した身近で手軽にスポーツ
とふれあうことのきっかけづくりを行う人材育成に取り組みます。
- ③市生涯学習人材バンク制度を活用し、スポーツ指導者を確保するととも
に、指導者が活躍できる環境づくりを推進します。
- ④京都サンガ F.C.のホームタウンであることを生かして、トップレベルの
選手の指導や観戦を通じて、スポーツに関わるきっかけを増やします。
- ⑤国体や全国大会等へ出場実績のある企業チームとスポーツ少年団との交
流を一層推し進め、団員たちに競技の楽しさと喜び、優れた技能を習得
する機会を提供します。
- ⑥同志社大学体育会系各クラブと連携を深め、市民サポーターを募集する

など、観戦を通じてトップレベルの競技にふれる機会を増やします。

- ⑦総合型地域スポーツクラブの種目及び定期的な活動を推進し、同志社大学の施設・指導者を活用したスポーツ振興を図ります。
- ⑧スポーツ事故防止に積極的に努め、それらを実践するための取組を推進するとともに、スポーツに関する保険制度について普及を促すなど、事故対応の意識啓発を促進します。
- ⑨指導者が、不測の事態に備え、速やかにAED（自動体外式除細動器）を使用できるよう、普通救命講習の受講を促します。

（2）スポーツ推進委員の資質の向上と地域におけるスポーツ活動の推進

スポーツ推進委員は、地域住民のスポーツの意志を行政に反映させ、その施策を地域社会の住民と密接に結びつける役割を担っています。

スポーツ推進委員は、得意とするスポーツ種目を考慮しながらも、スポーツ種目の代弁者であるよりは、スポーツ選手を含みながらも、地域社会すべての住民の意思を行政に反映させる役割を担っています。

今後、スポーツ推進委員の活動をさらに充実させるための取り組みを行います。

施策…①スポーツ推進委員としてのさらなる資質向上と技能の習得を図るため、定期的な研修会の開催を実施します。

②地域におけるスポーツ推進委員の役割を周知し、市民に対して地域におけるスポーツの指導及び普及、並びに推進を行います。

③地域におけるスポーツ活動の活性化のため NPO 法人京田辺市社会体育協会及び総合型地域スポーツクラブと連携し、ニーズの把握に努め、誰もが気軽に楽しめるスポーツ教室等を企画立案し、各地域への出前講座やイベント等を開催します。

（3）スポーツボランティア活動の支援

スポーツをするには、それを支えるあるいは支えられることも必要です。今日、「する」「支える」は、スポーツ活動に不可欠な要素となっています。

今後、スポーツボランティアの資質の向上や、ボランティアとしての参加のきっかけづくりの支援を行っていきます。

施策…①スポーツボランティアに関する広報を行い、必要な情報を提供します。

②スポーツボランティアの養成のための研修会等を開催し、人材の発掘と

養成に努めます。

- ③スポーツボランティアを育成し活用することにより、市民のスポーツ活動を支える取り組みを進めます。

(4) 顕彰制度など

目標を設定し、達成度に対する顕彰制度が設置されていることは、スポーツ実施率の向上やきっかけやスポーツをする人にとってモチベーションの向上につながります。

- 施策**…①国内外のスポーツ大会で優秀な成績を収めた団体や個人・地域でスポーツ推進に貢献した役員や指導者を京田辺市スポーツ賞として表彰し、広く市民に広報します。
- ②権威ある国内外の大会に出場する個人または団体に対して激励金の交付や激励会を開催することで競技者の意欲の向上を図るとともに広く市民に紹介し、スポーツに対する関心を深めます。

第5章 計画推進のために

I 市民・関係機関との連携・協働

本市では、NPO 法人京田辺市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等が活発に活動しており、スポーツの推進に重要な役割を果たしています。

それらスポーツ関係団体をはじめとし、区・自治会・学校、企業等と協働し、計画の着実な推進に取り組めます。

また、本計画に掲げた施策の多くは、学校教育、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉、まちづくりなどをはじめとする本市の幅広い分野に関わることから、教育委員会だけでなく庁内の関係部署との密接な連携を図り、施策を推進していきます。

II 計画の進捗管理

本計画を実施し、本市におけるスポーツを推進するために、毎年度の京田辺市スポーツ推進審議会¹⁰において、計画の進捗状況を報告し、意見を求めます。

それらを次年度の取り組みに反映させることで、より効率的・効果的なスポーツ推進につなげます。

また、これらの結果については毎年度に公表し、計画の進捗状況を明らかにします。

¹⁰ 「スポーツ推進審議会」 スポーツ基本法第31条の規定により設置され、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議のほか、団体に対する補助金の交付（同法第35条）について意見の聴取を行う

京田辺市スポーツ推進計画

平成26年3月発行

京田辺市教育委員会
(教育部社会教育・スポーツ推進課)
所在地：京都府京田辺市田辺80番地
電話：0774-64-1394